

笠郷地区環境保全対策協議会・提出書類のフローチャート

当協議会は、地区の住民一人一人が地区の農村環境を維持・向上するための活動です。
地区の住民がボランティアでご協力をいただいている活動です。

提出していただく書類は、活動区分によって以下の3つの種類があります。
それぞれの項目に従って、提出書類を揃えていただきますようお願いします。

●各地区で行う「工事」に伴う提出書類

(以下の4つの書類とそれに付随する領収書等と写真が必要です)

1、補修工事要望書

見積書、及び工事箇所の地図や概要を記した書類を添付してください。

2、施設診断報告メモ

事前(工事前)の点検を行う → 工事をする前の写真が必要です。

3、活動報告メモ

工事を行った際の活動報告を行う → 弁当代、機械経費等の領収書、工事の請求書(領収書)が必要です。
地区内で、作業機械(トラック、ユンボ、軽トラ)を借用した場合は、指定の請求領収書にて規定の借用費を請求できます。

また、工事を行っている最中の写真が必要です。

4、施設補修メモ

工事後の点検を行う → 工事をした後の写真が必要です。

●小工事(砂利敷き、ゆり板、少規模補修工事)に伴う提出書類

(以下の3つの書類とそれに付随する領収書等と写真が必要です)

1、施設診断報告メモ

事前(工事前)の点検を行う → 工事をする前の写真が必要です。

2、活動報告メモ

工事を行った際の活動報告を行う → 弁当代、機械経費等の領収書、工事の請求書(領収書)が必要です。
地区内で、作業機械(トラック、ユンボ、軽トラ)を借用した場合は、指定の請求領収書にて規定の借用費を請求できます。

また、工事を行っている最中の写真が必要です。

3、施設補修メモ

工事後の点検を行う → 工事をした後の写真が必要です。

◎活動(えざらい、草刈り、クリーン活動、啓蒙活動)に伴う提出書類

(以下の1つの書類とそれに付随する領収書等と写真が必要です)

1、活動報告メモ

活動を行った際の活動報告を行う → 弁当代もしくはお茶菓子代と、機械経費等の領収書が必要
地区内で、作業機械(草刈り機、軽トラ)を借用した場合は、指定の請求領収書にて規定の借用費を請求できます。

また、活動を行っている最中の写真が必要です。

笠郷地区環境保全対策協議会・物品購入品の領収書について

提出する領収書について、令和4年度から厳格になりました。

以下に従って領収書（レシート）を取得していただき、事務局に活動報告をしていただく際には間違いのないように申請してください。

・物品購入品の領収書の厳格化

- ・購入した物品の内容を明確にする。
- ・宛名や但し書きの記入漏れに注意する。（宛名は必ず『笠郷地区環境保全対策協議会』で）

上記に従い、領収書は以下の通りに変更となります。

- ・手書きの領収書の場合、但し書きの欄に購入した物品名だけでなく数量も記載すること。
- ・もしくは、お店から明細が記載されたレシートを領収書として提出すること。

「手書きの領収書」を推奨していましたが、明細付きの領収書（レシート可）が一番望ましいです。

領収書	2021年10月1日	軽
笠郷地区環境保全対策協議会 様		500×10 ¥5,000
¥6,520-		150×10 ¥1,500
但 弁当代として 上記正に領収いたしました		5×4 ¥20
消費税 ¥483-	岐阜県岐阜市藪田 ×-×-×	藪田のお茶 ¥6,520
下奈良持ち帰り弁当 藪田支店		軽は軽減税率(8%)対象商品 ¥6,500
		合計 ¥6,500
		内税 ¥20
		内税 ¥481
		現金 ¥2
		現金 ¥6,520

手書きの領収書は、但し書きに「弁当代」だけでなく「弁当10個」などと詳しく書くことが必要です。

領 収 書	
笠郷地区環境保全対策協議会 御中	発行日 2021年10月1日
下記、正に領収いたしました。	
金額：	¥6,520
但	弁当10個、お茶10本、レジ袋
印 紙 入	内 消費税等 ¥483
	下奈良持ち帰り弁当 藪田支店 岐阜県岐阜市藪田 ×-×-×

・購入する際の注意事項

活動費用を立替え払いして領収書の提出をお願いしていますが、以下の通りでお願いします。

- ・立替金は、原則として現金で支払うこと。
- ・個人が立替えする際のクレジットカードの使用は不可。
- ・ポイントカードの使用も不可。（個人にポイントが付加されるため）
- ・電子マネー支払い等の使用も不可。（自動割引される場合があり、紛らわしいため）

・購入する物品の注意事項

また、購入する物品についても、以下の通りになります。

- ・個人の物品と活動の物品は領収書を分けて購入すること。
- ・この制度の開始時より酒類は禁止になっています。

笠郷地区環境保全対策協議会・提出書類の注意事項

提出する書類に伴う領収書や写真等は下記の要領に従って添付してください。
それぞれの書類は必要に応じてコピーしていただき、必ず「手書き」で記入してください。
なお、提出された写真は、広報活動等で使用する場合があります。予めご了承ください。

◎ 領収書について

● 領収書は、別紙の『物品購入品の領収書について』の書類に従って取得してください。

- ・領収書の宛名は必ず『笠郷地区環境保全対策協議会』でお願いします。これ以外の名前はお認めできません。
- ・領収書に捺印がない場合もお認めできませんので、領収書を受け取った際に確認をお願いします。
- ・金額が 50,000 円以上の領収書は、必ず収入印紙を貼り捺印したものを提出してください。
- ・領収書のカラーコピーはお認めできません。必ず本物の領収書を提出してください。

◎ 写真について

● 住宅地内のえざらい、クリーン活動、ゴミ拾いの活動の場合、出来るだけ背景に田んぼや畑、用水路や農道が写っているようなアングルで撮影してください。

● 写真は「デジタルカメラ等のデジタル画像データ」のみ受け付けます。

- ・プリント写真は受け付けません。したがって写真代等も一切お認めできません。
- ・事務局の開設日に、デジカメ本体または撮影写真データを入れた USB メモリで持ち込んでください。
- ・写真は、横長（横位置）で撮ってください。
- ・写真の枚数は、20 枚以上提出してください。
- ・活動の写真は、遠景で活動している人数がおおよそ把握できる写真を 5 枚程度、近景で活動している作業内容が分かる写真を 15 枚程度、撮影してください。
- ・何か所かに分かれて作業している場合はそれぞれの作業場所で 10 枚以上ずつ撮影してください。
- ・診断・点検の写真、及び補修完了の写真は、遠景でおおよその施設が分かる写真を 10 枚以上、近景で点検・診断した、または修理・補修した箇所を 10 枚以上、撮影してください。

◎ 弁当代とお茶菓子代について

● 3 時間以上の活動の場合は弁当代にて請求してください。

- ・弁当代は、1 人につき 1,000 円 (税込) 以下でお願いします。それ以上の金額の場合はお認め出来ません。

● 3 時間以下の活動の場合はお茶菓子代にて請求してください。

- ・お茶菓子代は、1 人につき 500 円 (税込) 以下でお願いします。それ以上の金額の場合はお認め出来ません。
- ・1 日中の活動(例：朝 8:00～15:00 など)の場合は、弁当代の請求のみ認めます。弁当代とお茶菓子の両方を請求することは出来ません。ただし、1 人につき 1,000 円 (税込) 以下に収まっている場合のみお認めします。

◎ 機械等の借用について

※ 必ず、指定の用紙にて記入・捺印して提出してください。

- ・2トントラック以上、ユンボ、特殊車両、等を借用した場合は、1台につき5,000円の借用代を支給します。この金額には油代等の経費も含まれていますので、別途に油代等を請求することは出来ません。
- ・草刈り機を借用した場合は、1台につき1,000円を支給します。この金額には油代等の経費も含まれていますので、別途に油代等を請求することは出来ません。
- ・草刈り機を借用した場合は、請求領収書と共に別紙の「草刈機賃貸者一覧表」に賃貸者一人一人から署名を記入してもらってください。
- ・軽トラの借用については、以下の使用用途により異なります。乗用や行き帰りの使用では請求できません。
 - 1、草刈りやえざらいで使用した場合は、1台につき1,000円のお礼となります。
 - 2、砂利敷きで使用した場合には、1台につき5,000円の借用代となります。(ガソリン代を含みます)
- ・軽トラ及び重機を借用した場合も、請求領収書と共に別紙の「軽トラ・重機賃貸者一覧表」に賃貸者一人一人から署名を記入してもらってください。
- ・各区の工事におけるリース会社によるレンタル車両、機械などについては、事前に事務局へお問い合わせください。
- ・また、補修工事等で揚水ポンプ、チェーンソー、コンクリートカッターなどの機械を使う場合についても、事務局にお問い合わせください。

◎ 提出先と提出受付時間

- ・提出先は、**笠郷自治会館内の笠郷地区環境保全対策協議会・事務局**です。
- ・書類の提出受付時間は、**毎週火曜日と金曜日の午前10:00～午後3:00**です。

令和5年3月28日改訂
令和5年4月28日修正

『クリーンの日』の写真について

11月5日に行われるクリーンの日は、各自治会で活動した写真の提出が必要です。

以下に、提出する写真について説明していますので、よく読んでクリーンの日の当日に撮影をしてください。

1, 写真の提出について

- ・写真は「デジタルカメラ等のデジタル画像データ」のみ受け付けます。
プリントした写真は受け付けできません。
- ・デジカメで撮影した写真を、デジカメ本体に入っているメモリーカード、もしくは写真データをコピーした CD や USB メモリ、SD カードにて提出してください。
- ・撮影はスマホでも構いませんが、提出する際は必ず写真データをコピーした USB メモリや SD カードをお願いします。

2, 写真の枚数について

- ・最低でも 20 枚以上を提出してください。
- ・遠景で活動している人数がおおよそ把握できる写真を 10 枚以上、近景で活動している作業内容が分かる写真を 10 枚以上、それぞれで撮影して提出してください。

3, 撮影方法について

- ・住宅地内のクリーン活動、ゴミ拾いの活動の場合、できるだけ背景に田んぼや畑、用水路や農道が写っているようなアングルで撮影をしてください。
- ・写真は縦長ではなく、横長で撮影してください。特にスマホで撮影する時は注意してください。スマホの場合は、スマホ本体を横にして撮影してください。